



2012年5月16日

各 位

会 社 名 本田技研工業株式会社
代表者名 取締役社長 伊東 孝紳
(コード番号 7267 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部総務課長 安田 史郎
(TEL. 03-3423-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年5月16日開催の取締役会において、2012年6月21日開催予定の第88回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議によって取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、ならびに、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設し、あわせて、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。なお、変更案第28条を新設する議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2012年6月21日(木曜日)【予定】
定款変更の効力発生日	2012年6月21日(木曜日)【予定】

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>[新 設]</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>28</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>33</u>条</p> <p>[新 設]</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>37</u>条</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任免除等</u>)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第<u>29</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>34</u>条</p> <p>(<u>監査役の責任免除等</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>39</u>条</p>